証券コード　4341
平成30年６月８日

株　主　各　位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
(本社事務所)
大阪市北区堂島二丁目４番27号
西　菱　電　機　株　式　会　社
代表取締役社長　西　岡　伸　明

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年６月25日（月曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時（午前９時より受付開始）
２．場　　所　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
伊丹シティホテル　３階　光陽の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第52期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第52期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎インターネットによる開示について
次の事項は、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
①連結計算書類の「連結注記表」　②計算書類の「個別注記表」
事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイトアドレス　http://www.seiryodenki.co.jp/

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．当社グループの現況

⑴ 経営理念・経営基本方針

当社グループは、経営理念・経営基本方針のもと、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視するとともに、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでおります。

【経営理念】

西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

【経営基本方針】

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

１）私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
２）私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
３）私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
４）私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
５）私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
６）私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
７）私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
８）私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

(2) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益の改善や堅調な雇用環境を背景に引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。海外経済においても、堅調な米国や欧州を中心に底堅く推移しているものの、いまだ海外の不安定な政治動向や地政学的リスクの影響が懸念されており、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの関連する業界におきましては、情報通信端末事業では、スマートフォンやタブレット型多機能端末市場において携帯端末の出荷台数が減少傾向となる一方、ＭＶＮＯ（仮想移動体通信事業者）市場や中古端末市場が拡大しており、コンテンツの充実やサービスの多様化が差別化のカギとなっています。情報通信システム事業では、地震、台風、豪雨、豪雪などの自然災害の多発により、国民の安心・安全な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められています。また、政府が成長戦略に盛り込む第４次産業革命が進んでおり、ビッグデータ、ＩｏＴ、ＡＩ、ブロックチェーンをはじめとする新技術に注目が集まるなど、大きな発展が期待されております。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、ＩＰ無線（携帯電話網を活用した無線）関連事業の不振や三菱電機株式会社向け陸上端局装置（光海底ケーブルの送受信装置）の社内検査、現地調整業務の減少があったものの、官公庁向けシステムの受注増、携帯端末販売の販売台数増などもあり、前期に比べ増収となりました。経常利益は携帯端末修理再生において、前期より取り組んだ生産性改善が大きく寄与したことなどから増益となりました。また、「市町村防災行政無線システム」などの新システムや「ＩｏＴ関連事業」などの新規事業開発など、事業拡大に向けた開発投資、販売促進投資、社内体制強化などの投資を引き続き積極的に推進しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高207億22百万円（前期比0.4％増）、営業利益３億13百万円（同140.9％増）、経常利益３億41百万円（同101.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益１億98百万円（同193.7％増）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります

情報通信端末事業

携帯端末販売では、販売台数が増加したことに加え、スマートフォン関連商材となるアクセサリー商品や、タブレット、光回線など付加価値商材提案による収益性の向上に努め、売上・利益ともに堅調に推移しております。また、当期にはａｕショップ２店舗を増店し、更なる事業拡大に取り組んでおります。携帯端末修理再生では、前期より取り組んでいた生産性改善が業績に大きく寄与したことから、増益となりました。また、携帯電話ショップ向けに自社開発した店舗運営システムは全国のドコモショップに順調に納入が進んでおります。更に、異業種向け発券機システムとしても拡販に注力しており、当期においては東京都世田谷区様に窓口ご案内システムとして納入いたしました。

これらの結果、売上高は95億40百万円（前期比3.3％増）、営業利益は８億74百万円（同85.9％増）となりました。

情報通信システム事業

事業譲受した市町村防災行政無線システムなど官公庁向けシステムの大口案件の増加があったものの、ＩＰ無線関連事業の不振や三菱電機株式会社向け陸上端局装置の社内検査、現地調整業務の減少などにより、減収となりました。加えて、有料道路向け受注案件の急激な損益悪化、市町村防災行政無線システム、ＩｏＴ関連事業への積極的な開発投資などにより、前期に比べ減益となりました。

これらの結果、売上高は111億96百万円（前期比1.7％減）、営業利益は６億95百万円（同12.4％減）となりました。

事業別の概況

区　　分	売上高(百万円)	前期比増減率(％)	構成比(％)
情報通信端末事業	9,540	3.3	46.0
情報通信システム事業	11,196	△1.7	54.0
合　　計	20,737	0.5	100.0

（注）１．　記載金額は百万円未満を切り捨てております。
　　２．　セグメント間の内部売上高又は振替高15百万円を含めて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は２億42百万円であります。その主なものは、情報通信端末事業では携帯ショップの出店、移転に係る資産等であります。情報通信システム事業では市町村防災行政無線システムに係る資産等であります。管理部門では本社事務所移転に係る資産及び業務システムの構築費用等であります。

③ 資金調達の状況

特定当座借越枠（コミットメントライン）を２行にて合計25億円設定しております。

(3) 財産及び損益の状況

区　　分	第49期 (平成27年３月期)	第50期 (平成28年３月期)	第51期 (平成29年３月期)	第52期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売　上　高(百万円)	22,046	20,738	20,630	20,722
経　常　利　益(百万円)	281	250	169	341
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	139	144	67	198
１株当たり当期純利益（円）	39.75	41.23	19.32	56.75
総　資　産(百万円)	13,159	10,918	10,670	11,001
純　資　産(百万円)	5,104	4,939	4,915	5,002
１株当たり純資産(円)	1,459.08	1,412.00	1,405.18	1,430.01

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、『“One Seiryo” For New Value ～西菱電機グループの総合力で世の中に新しい価値を～』をスローガンとした中期経営計画達成に向け、引き続きグループ一丸となって取り組むとともに、次期（平成31年３月期）の事業別では以下の施策を実行してまいります。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、ＭＶＮＯの台頭、キャリアショップでの多岐にわたる商品・サービスの取扱開始など大きな転換期を迎える中、顧客満足度の向上を目指し、お客様にお選び頂ける店舗創りに取り組みます。また、当期新たに出店したａｕショップ五條やａｕショップ三宮センター街の収益力向上、事業拡大に向けた更なる店舗の出店にも積極的に取り組んでまいります。店舗運営システムにつきましては、全国のドコモショップ及び異業種への拡販に引き続き取り組みます。携帯端末修理再生では、引き続き生産性の向上による収益力の向上に取り組みます。

情報通信システム事業

官公庁のお客様向けでは防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などにより、引き続き需要は堅調に推移すると予測されます。このような中、各種防災行政無線システムや河川監視システムなどを中心に防災・減災需要の取込、保守などストックビジネスの確保に取り組みます。防災行政無線システムにつきましては、デジタル無線方式を活用した防災行政無線システムをラインナップに加え、当期には和歌山市防災行政無線設備再整備事業を受注いたしました。今後も、全国の市町村を中心とした新たな市場の取込を図ります。また、これまでに開発したラジオ再放送システム（高速道路等のトンネル内において、平常時にはAM・FM放送や道路情報を、非常時には緊急避難情報等を、カーラジオを通して道路通行者に伝達するシステム）や、あらゆるインフラ監視のクラウド化を実現する高機能型遠隔監視装置「ＴＭ-５０１」などを活用したソリューション製品の拡販を図ります。

民間のお客様向けでは、当期ＩＰ無線機の新製品としてＬＴＥ対応の車載型業務用ＩＰ無線機「ＳｏｆｔＢａｎｋ ６０１ＳＪ」を発売しました。今後も更に製品ラインナップを拡充し、お客様のニーズに合わせた各種情報通信システムによるソリューションの提供を実現します。

また、海外市場への参入・注目を集めるＩｏＴを活用したソリューションなど新規事業分野への進出も視野に、体制構築を進めてまいります。ＩＰ無線システムなどのクラウドサービスについては、更なるサービスの安定化とよりよいサービスの提供に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【中期経営計画の概要（ご参考）】

イ.対象期間　　平成33年３月期目標
ロ.スローガン　“One Seiryo” For New Value ～西菱電機グループの総合力で世の中に新しい価値を～
ハ.経営目標　　連結売上高300億円、連結経常利益10億円、ROE10％以上（平成33年３月期）
ニ.経営戦略　　１）マーケット・顧客の拡大
２）新規領域への展開・新規事業の創出
３）事業競争力の強化
４）人材の育成・組織体制の強化

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
西菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

（注）　特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度中の取引は、仕入高全体の8.3%、売上高全体の15.1%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(6) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社４社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事　　業	主　　要　　業　　務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生 パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(7) 主要な営業所（平成30年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

名　　称	所　　在　　地
本　　店	兵庫県伊丹市
本社事務所	大阪市北区
猪名寺事業所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
神奈川営業所	横浜市西区
東日本端末修理センター	東京都江東区

②　子会社

名　　称	本　社　所　在　地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(8) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
585（245）名	9名減（23名増）

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
420（162）名	5名減（12名増）	40.3歳	13.5年

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	410
株式会社三井住友銀行	373

（注） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　12,000,000株
② 発行済株式の総数　3,500,000株
③ 株主数　1,408名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱電機株式会社	812,000	23.21
西岡伸明	614,000	17.55
西岡孝	280,000	8.00
西菱電機従業員持株会	129,300	3.69
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	83,000	2.37
株式会社コンセプト	70,000	2.00
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	59,000	1.68
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
吉田政功	43,300	1.23
秦康明	41,000	1.17

（注）１．持株比率は、自己株式（1,795株）を控除して計算しております。
２．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西岡伸明	
専務取締役	後呂勝博	人事総務・経営企画・子会社管掌
常務取締役	西井希伊	営業・事業・事業開発管掌
取締役	濱津俊男	監査・法務・輸出管理・知的財産・ＣＳＲ担当
取締役	加藤雅敏	技術・品質担当
取締役	金井隆	経営企画・財務担当
取締役	小西新太郎	小西酒造株式会社代表取締役社長
常勤監査役	竹内徹	コムテックサービス株式会社監査役 西菱電機フィールディング株式会社監査役 西菱電機エンジニアリング株式会社監査役 鳥取西菱電機株式会社監査役
監査役	稗田勝	
監査役	國枝雅之	三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所 経理部長

（注）１．取締役小西新太郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役稗田勝及び國枝雅之の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役小西新太郎及び監査役稗田勝の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
４．監査役稗田勝及び國枝雅之の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役稗田勝氏は、金融機関出身であり支店長・営業部長の要職を歴任するなど、実務・経営に携わっていたほか、事業会社の取締役及び監査役として経営に携わった経験があります。
・監査役國枝雅之氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であり、同社の経理部門において長年にわたる経理業務の経験があります。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
(1) 就任
平成29年４月１日付で、平成28年６月24日開催の第50回定時株主総会で補欠監査役に選任された近藤勝氏が監査役に就任いたしました。
平成29年６月27日開催の第51回定時株主総会において、竹内徹、稗田勝及び國枝雅之の各氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

平成29年４月１日付で、森弘史氏は辞任により監査役を退任いたしました。

平成29年６月27日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、秦康明、池内久夫及び近藤勝の各氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

氏　名	新	旧	異動年月日
後呂勝博	専務取締役 (人事総務・経営企画・子会社管掌)	専務取締役 (経営企画・子会社担当)	平成29年４月１日
西井希伊	常務取締役 (営業・事業・事業開発管掌)	常務取締役 (事業担当)	平成29年４月１日
加藤雅敏	取締役 (技術・品質担当)	取締役 (技術・品質管理担当)	平成29年４月１日

６．当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

７．株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うに当たっての方針と手続は、以下のとおりであります。

(1) 指名方針

・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。

・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを目的としております。取締役の報酬総額は平成20年６月25日開催の第42回定時株主総会で決議されており、取締役会の決議をもって報酬を決定しております。取締役の報酬体系は、退職慰労金と役員賞与を廃止し、より業績との連動性を高めた月額報酬制度にしております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前期の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算する業績連動型報酬体系にしております。なお、社外取締役及び監査役については、月額報酬のみの支給としております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取　締　役	7	211
監　査　役	4	17
合　計	11	228

（注）１．監査役の報酬等の総額には、平成29年６月27日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名が含まれております。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．当事業年度中に在任していた監査役の員数は７名ですが、無支給者が３名いるため支給員数と相違しております。

４．社外役員３名に対する報酬等の総額は12百万円であり、上記報酬等の総額に含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・取締役小西新太郎氏は、小西酒造株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

・監査役國枝雅之氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であります。当社は同社との間に同社製品の販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役小西新太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席しております。

監査役稗田勝及び國枝雅之の両氏は、平成29年６月27日就任以降に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び意思決定を行っております。

各社外監査役は、法令や定款の遵守、財務、会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	報酬等の額(百万円)
1．当社が支払うべき報酬等の額	25
2．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行いました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を策定するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

（運用状況）

「経営理念」、「経営基本方針」、「社員行動指針」の浸透のためにプロジェクト活動や研修等の施策を継続するとともに、浸透の検証も行いました。社内規則は、新規制定・改定後直ちにイントラネットで社内規則集に所収して社内に公開しております。また、各グループ会社においても社内規則の整備が進展しています。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

（運用状況）

関連社内規則に従って、取締役会議事録は人事総務部門が、稟議書、会議議事録その他の取締役の職務の執行に係る情報等は内容に応じて所定の部門が、情報セキュリティに十分留意した適正な保存・管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧できるようになっております。

ロ．損失の危険に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討・策定を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、「危機管理規則」「事業継続計画（ＢＣＰ）」等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

（運用状況）

危機管理に関する各委員会の開催回数は次のとおりです。

危機管理委員会１回、安全衛生委員会２回、安全衛生実務者会議10回（その他、各事業所及び子会社において職場安全衛生会議を毎月開催）、情報セキュリティ委員会１回、情報セキュリティ実務者会議１回。

当期はＢＣＰを発動するような事態は発生しておりません。なお、各役員の自宅及び各事業拠点に緊急連絡用の無線通信機を配備しています。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。

ⅰ．中期経営計画及び年度経営計画を策定し経営目標を具体化することにより、取締役の業務執行の迅速化及び効率化を図ります。

ⅱ．独立した社外取締役を選任し、職務執行に対する監督機能を充実し、経営に対する助言を得ることにより、取締役の職務執行がより効率的に行えるようにします。

ⅲ．取締役会において執行役員を選任し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。また、毎月開催する「執行役員会議」において経営課題を討議し共有化します。

ⅳ．金融商品取引法第24条の４の４に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。

（運用状況）

中期経営計画を策定し、社員に対する説明会の開催等により社内共有化を図り、これを反映した年度経営計画を策定することによって取締役の職務の執行がより迅速かつ効率的に行える体制となりました。社外取締役の活動状況は「(2)会社役員の状況④社外役員に関する事項 ロ．当事業年度における主な活動状況」に記載のとおりです。執行役員会議は12回開催され、月次業績その他の経営上の重要事項について議論し共有化しました。財務報告に関する内部統制監査は社内規則に基づき厳正に行われ、報告の内容が適正との結果を継続しています。

ニ．社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制）

当社はコンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は経営理念に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に明記し、社内研修等により全社に浸透を図っています。

コンプライアンス体制の整備のため、次のような施策を実施します。

ⅰ．「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。

ⅱ．「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」「個人情報保護管理規程」「インサイダー取引等管理規程」「安全衛生管理規程」「内部通報制度規程」「安全保障輸出管理規則」その他のコンプライアンスの実効性を担保するための社内規則を制定・運用します。

ⅲ．コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。

ⅳ．「内部通報制度規程」に基づき、外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。

ⅴ．社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。

ⅵ．反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書への必要な条項を規定するなど徹底した運用を行います。

（運用状況）

コンプライアンスについては、「経営理念」に基づく「経営基本方針」及び「社員行動指針」に遵守が明記され、また、経営トップがあらゆる場で重要性を繰り返し強調することにより率先してグループ内への徹底を図っています。当期は、内外の公務員等に対する贈賄防止に係る規程を新たに整備し、内部通報に関する社内規則について改定を行いました。また、営業規則関連で入札管理に係る細則を整備しました。

内部監査（財務報告に関する内部統制監査を除く。）については、計４回実施し、その結果は監査報告書によって社長に報告され、指摘事項について社長名で改善指示が出されました。なお、前期の改善指示についてはフォローアップを行い指摘事項の改善を確認しています。

② 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社と４つの子会社（すべて完全子会社）は、経営理念及びこれに基づく「経営基本方針」、「社員行動指針」を共有し、当社は、企業グループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対し次のような施策を実施します。

イ．子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないよう留意します。

ロ．「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。

ハ．子会社は当社の「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」に出席し、情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。

ニ．企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。

ホ．子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。

ヘ．子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

（運用状況）

各子会社の業績及び経営課題は、当社取締役会及び執行役員会議において報告され共有化されています。当社「安全衛生委員会」及び「情報セキュリティ委員会」には子会社代表がすべて出席しております。また、当社監査役がすべての子会社の監査役を兼務することにより効率的な監査を行える体制となるとともに、当社内部監査部門により毎年２社を選定して内部監査を実施し、前期に選定された子会社に対するフォローアップを行うことで指導事項の改善を確認しています。子会社において、コンプライアンス体制の整備に必要な社内規則の制定が進展しています。

③　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

イ．監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。

ロ．監査役は、社外取締役と定期的に情報・意見を交換することにより経営課題を共有化します。

ハ．監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。

ニ．監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。

ホ．監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないものを除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。

ヘ．監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

（運用状況）

監査役と社外取締役との意見交換会は３回、監査役と内部監査部門・子会社監査役との連絡会は12回開催しました。監査役は、各部門（子会社を含む。）に対する往査を行い、業務遂行の状況について報告を受け、必要な説明を求めるなどの情報共有を行うとともに、執行役員会議、監査役を兼務する子会社の取締役会をはじめとする重要な会議に出席したほか、各会議議事録等の情報を確認しました。なお、監査役が職務の執行に支払った費用は速やかに処理しております。

（注）この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,164**	**流動負債**	**5,804**
現金及び預金	865	支払手形及び買掛金	3,583
受取手形及び売掛金	6,489	短期借入金	700
商品及び製品	656	１年内返済予定の長期借入金	83
仕掛品	278	未払法人税等	156
原材料	265	賞与引当金	406
繰延税金資産	232	短期解約損失引当金	8
その他	377	製品保証引当金	13
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	15
固定資産	**1,836**	工事補償引当金	15
有形固定資産	**1,061**	その他	821
建物及び構築物	615	**固定負債**	**193**
機械装置及び運搬具	6	繰延税金負債	5
工具、器具及び備品	159	退職給付に係る負債	51
土地	278	資産除去債務	77
建設仮勘定	0	その他	59
無形固定資産	**99**	**負債合計**	**5,998**
ソフトウェア	93	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	5	**株主資本**	**5,072**
その他	1	**資本金**	**523**
投資その他の資産	**675**	**資本剰余金**	**498**
投資有価証券	103	**利益剰余金**	**4,051**
繰延税金資産	72	**自己株式**	**△1**
その他	536	**その他の包括利益累計額**	**△69**
貸倒引当金	△37	**その他有価証券評価差額金**	**24**
		退職給付に係る調整累計額	**△94**
		純資産合計	**5,002**
資産合計	**11,001**	**負債・純資産合計**	**11,001**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		20,722
売上原価		15,895
売上総利益		4,827
販売費及び一般管理費		4,513
営業利益		313
営業外収益		
受取利息及び配当金	2	
投資有価証券売却益	26	
保険事務手数料	1	
受取保険金	5	
その他	4	41
営業外費用		
支払利息	3	
支払手数料	3	
貸倒引当金繰入額	3	
その他	4	13
経常利益		341
特別損失		
特別退職金	9	9
税金等調整前当期純利益		331
法人税、住民税及び事業税	138	
法人税等調整額	△5	133
当期純利益		198
親会社株主に帰属する当期純利益		198

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	3,993	△1	5,013
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△139	―	△139
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	198	―	198
自己株式の取得	―	―	―	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	58	―	58
当期末残高	523	498	4,051	△1	5,072

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	39	△137	△98	4,915
当期変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△139
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	198
自己株式の取得	―	―	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14	42	28	28
当期変動額合計	△14	42	28	86
当期末残高	24	△94	△69	5,002

貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,343**	**流動負債**	**5,113**
現金及び預金	596	買掛金	3,129
受取手形	71	短期借入金	700
売掛金	5,796	１年内返済予定の長期借入金	83
商品及び製品	484	未払金	477
仕掛品	113	未払費用	157
原材料	226	未払法人税等	122
前払費用	42	前受金	12
未収入金	296	預り金	46
繰延税金資産	166	賞与引当金	329
関係会社短期貸付金	496	短期解約損失引当金	8
その他	53	製品保証引当金	13
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	15
固定資産	**1,651**	工事補償引当金	15
有形固定資産	**681**	その他	0
建物	470	**固定負債**	**126**
構築物	13	長期未払金	53
機械及び装置	2	資産除去債務	72
工具、器具及び備品	130	**負債合計**	**5,239**
土地	64	(純資産の部)	
建設仮勘定	0	**株主資本**	**4,743**
無形固定資産	**86**	**資本金**	**523**
特許権	1	**資本剰余金**	**498**
ソフトウェア	80	資本準備金	498
ソフトウェア仮勘定	5	**利益剰余金**	**3,723**
投資その他の資産	**883**	利益準備金	106
投資有価証券	47	その他利益剰余金	3,617
関係会社株式	195	別途積立金	3,450
出資金	1	繰越利益剰余金	167
関係会社長期貸付金	124	**自己株式**	**△1**
前払年金費用	93	**評価・換算差額等**	**12**
繰延税金資産	18	**その他有価証券評価差額金**	**12**
差入保証金	410		
その他	31		
貸倒引当金	△37		
資産合計	**9,995**	**負債・純資産合計**	**9,995**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		16,762
売上原価		12,903
売上総利益		3,858
販売費及び一般管理費		3,707
営業利益		150
営業外収益		
受取利息及び配当金	52	
関係会社株式売却益	26	
保険事務手数料	1	
その他	7	88
営業外費用		
支払利息	3	
支払手数料	3	
貸倒引当金繰入額	3	
その他	2	11
経常利益		227
税引前当期純利益		227
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	△13	79
当期純利益		148

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	523	498	498	106	3,550	58	3,714	△1	4,735
当期変動額									
別途積立金の取崩	—	—	—	—	△100	100	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△139	△139	—	△139
当期純利益	—	—	—	—	—	148	148	—	148
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△100	108	8	—	8
当期末残高	523	498	498	106	3,450	167	3,723	△1	4,743

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	28	28	4,763
当期変動額			
別途積立金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△139
当期純利益	—	—	148
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△16	△16	△16
当期変動額合計	△16	△16	△7
当期末残高	12	12	4,755

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　東　昌　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　東　昌　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月16日

西菱電機株式会社　監査役会

常勤監査役　竹　内　　徹　㊞

監査役（社外監査役）　稗　田　　勝　㊞

監査役（社外監査役）　國　枝　雅　之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

第52期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金18円　配当総額は62,967,690円

なお、１株につき10円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は１株につき28円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月27日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性と健全性を高めコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役を１名増員することとし、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当、
重要な兼職の状況及び選任理由</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>にしおか　のぶあき
西　岡　伸　明
（昭和32年１月12日生）
再　任</td><td>平成４年８月　当社総務部長
平成５年２月　当社取締役
平成14年４月　当社取締役副社長
平成19年６月　当社代表取締役副社長
平成20年４月　当社代表取締役社長（現任）</td><td>614,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
取締役就任以来経営者としての経験を積み、代表取締役社長就任後は、経営トップとして当社グループの経営を牽引するとともに、コーポレートガバナンスの強化を含む経営改革を強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>にしいきよし
西　井　希　伊
（昭和30年11月13日生）
再　任</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成18年４月　当社執行役員 東京支社長
平成20年６月　当社取締役
平成23年４月　当社常務取締役 販売統括・端末販売担当
平成29年４月　当社常務取締役 営業・事業・事業開発管掌（現任）</td><td>12,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
入社以来、各事業の営業部門を幅広く経験し、取締役就任後は営業部門を統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しているほか、営業戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況及び選任理由	所有する当社株式の数
3	濱津 俊男（はまつ としお） (昭和30年９月27日生) **再 任**	昭和53年４月　旭化成工業株式会社(現 旭化成株式会社) 入社 平成10年10月　当社監査室長 平成14年６月　当社執行役員 監査室長 平成20年６月　当社取締役 コンプライアンス推進担当 平成24年４月　当社取締役 監査・法務・輸出管理・知的財産・ＣＳＲ担当（現任）	10,000株
	【選任理由】 入社以来、内部監査及び法務部門を経験し、取締役就任後は監査・法務・輸出管理・知的財産・CSRを統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しているほか、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の確立を強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。		
4	金井 隆（かない たかし） (昭和32年８月31日生) **再 任**	昭和56年４月　三菱電機株式会社入社 平成19年４月　同社京都製作所 経理部長 平成25年６月　東芝三菱電機産業システム株式会社取締役 平成28年６月　当社取締役 経営企画・財務担当（現任）	―株
	【選任理由】 三菱電機株式会社の経理部長や東芝三菱電機産業システム株式会社の取締役を歴任するなど、財務・会計に関する豊富な知見を有しており、取締役就任後は、経営・財務戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	所有する当社株式の数
5	まえだ　なおあき 前田　真昭 （昭和35年10月24日生） **新　任**	平成20年11月　株式会社アイディーユー取締役 平成21年11月　当社入社 人事・総務・広報部長 平成23年４月　当社執行役員 人事総務部長 平成29年４月　当社常務執行役員 人事総務部長 （現任）	1,800株
	【選任理由】 人事総務部門での経験が長く、豊富な業務経験と人事・労務等に関する抜きんでた知見に加えバランスの取れた判断力を有しております。当社に入社してからは、人事総務部門の責任者として人事政策の立案・遂行や管理体制の強化等、会社の基盤づくりにその職責を果たしております。これらのことから、当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、新任取締役候補者としたものであります。		
6	こにし　しんたろう 小西　新太郎 （昭和27年５月22日生） **再　任** **社　外** **独立役員**	昭和50年４月　小西酒造株式会社入社 昭和57年５月　同社常務取締役営業本部長 平成元年６月　同社代表取締役副社長 平成３年６月　同社代表取締役社長（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 小西酒造株式会社代表取締役社長	―株
	【選任理由】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任以降は、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言及び意思決定をいただいております。今後も引き続き、当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況及び選任理由	所有する当社株式の数
7	たうち よしのぶ 田内芳信 （昭和24年９月22日生） **新任** **社外** **独立役員**	昭和43年４月　日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 平成11年７月　エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社ＮＴＴドコモ）ソリューション事業企画部長 平成12年７月　株式会社ドコモ・マシンコミュニケーションズ（現 株式会社ＮＴＴドコモに営業譲渡）取締役 平成16年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西（現 株式会社ＮＴＴドコモ）取締役 平成20年７月　ドコモ・エンジニアリング関西株式会社（現 株式会社ドコモCS関西）常務取締役 平成25年６月　同社常務取締役 退任	―株
	【選任理由】 日本電信電話公社（現ＮＴＴグループ）に入社以来、長年にわたり電気通信事業の営業から技術に至る要職を幅広く歴任されており、その経歴を通じて培った豊富な経験・知見を有しております。これらを活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言及び意思決定をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

（注）１.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.小西新太郎及び田内芳信の両氏は社外取締役候補者であります。
３.小西新太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
４.当社は、小西新太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、本議案のご承認をいただき田内芳信氏が社外取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、それら独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
５.当社は、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、社外取締役である小西新太郎氏と当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案の

ご承認をいただき同氏が引き続き社外取締役に就任した場合、当該契約を継続することを予定しております。また、本議案のご承認をいただき田内芳信氏が社外取締役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

６.各取締役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、12頁に記載のとおりであります。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、池内久夫氏は社外監査役稗田勝氏の補欠者であり、眞田満氏は社外監査役國枝雅之氏の補欠者であります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	池内久夫（いけうち ひさお） (昭和26年７月28日生) **社　外** **独立役員**	昭和49年４月　株式会社太陽神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成７年10月　株式会社さくら銀行(現 株式会社三井住友銀行) 塚口支店長 平成９年６月　同行神保町支店長 平成12年９月　同行関連事業部室長 平成17年６月　ＳＭＢＣ信用保証株式会社常務取締役 平成21年５月　神戸土地建物株式会社常務執行役員 平成22年６月　同社専務執行役員 平成23年６月　同社専務取締役 平成25年６月　当社社外監査役 平成29年６月　当社社外監査役 退任	―株
	【選任理由】 長年にわたり金融機関での実務・経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、平成25年６月から平成29年６月までの４年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を充分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただきました。これらの経験・知識を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	眞田　満（さなだ　みつる） （昭和42年２月28日生） **社　外**	平成２年４月　三菱電機株式会社入社 平成27年４月　同社冷熱システム製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成30年４月　同社コミュニケーション・ネットワーク製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー（現任）	―株
	【選任理由】 三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の総務部長兼コンプライアンスマネージャーであり、長年にわたり培ってきたビジネス経験及びコンプライアンスを含む幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。なお、眞田満氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

（注）１．各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．池内久夫及び眞田満の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は、本議案のご承認をいただき池内久夫氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

４．眞田満氏は平成２年４月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。

５．当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき池内久夫氏もしくは眞田満氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

６．各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、12頁に記載のとおりであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
　　伊丹シティホテル　３階　光陽の間
電話　(072) 777－1111

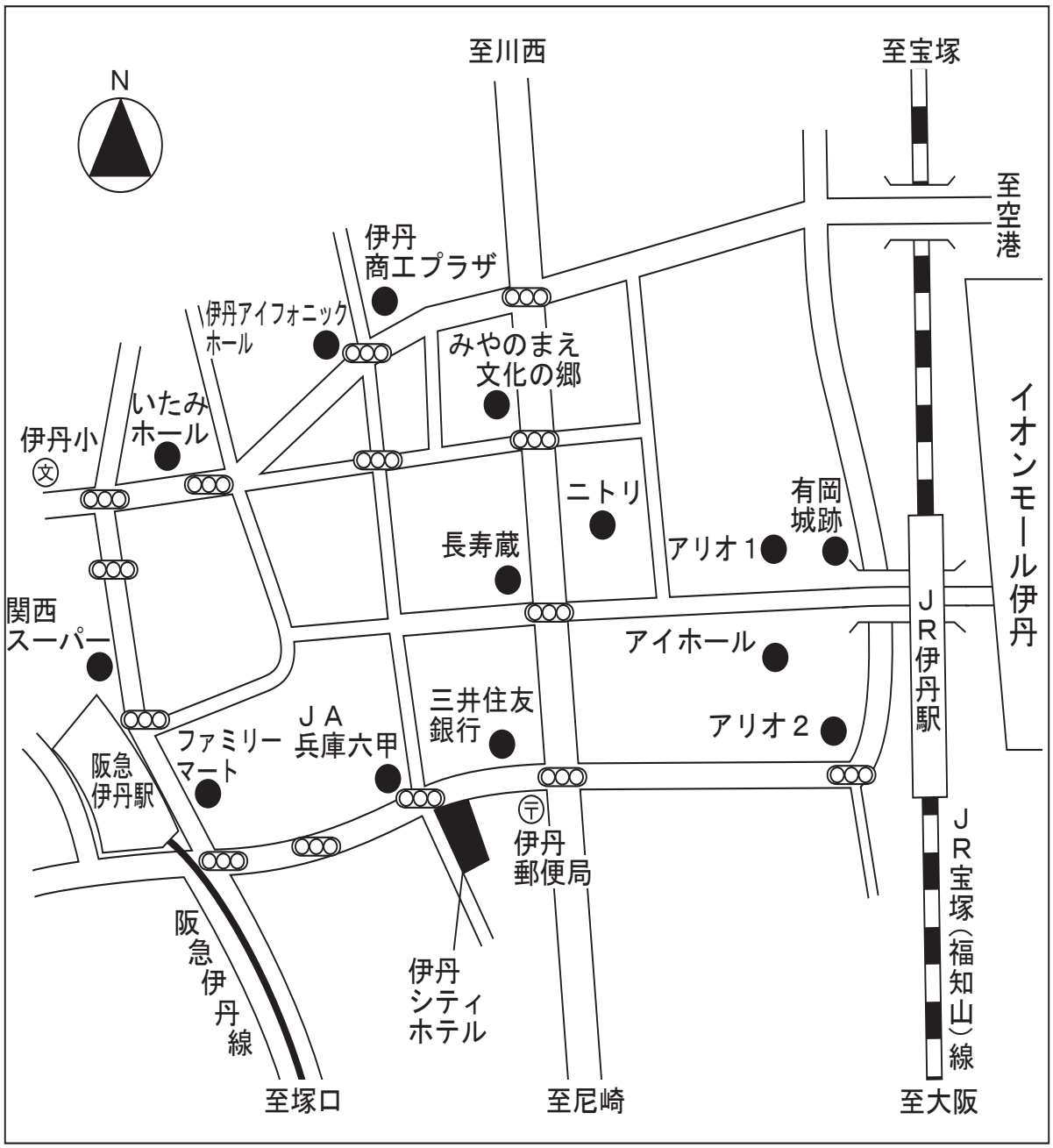

〈交通機関〉
阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）「伊丹駅」より東へ徒歩約８分
ＪＲ宝塚（福知山）線「伊丹駅」より西へ徒歩約10分

（ご照会先）西菱電機株式会社　人事総務部
〒530－0003　大阪市北区堂島二丁目４番27号 新藤田ビル
電話（06）6345－4160